

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は、総人口 5,245 人 (2010 年国勢調査) で、うち男性が 2,531 人、女性が 2,714 人となっている。また当町は、生産年齢人口割合が 52.9%、老年人口割合が 36.3% となっており、長野県全体と比較すると生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高いという特徴がある。

当町の基幹産業は、「木曾ひのき」ブランドに支えられた、林業を基とした製材及び木材加工業と、近年誘致してきた自動車部品製造企業である。自動車部品製造企業は製造品出荷額も上向きで堅調ではあるが、必要な求人募集に対し応募者が満たない等人手不足の影響が出始めている。一方、従前からの地場産業である木材産業については、市場変化による木材需要の減少や従業員の高齢化等の影響もあり厳しい状況が続いている。

以上を踏まえ、当町の中小企業にとっては、不透明な今後の情勢の中、予想される更なる人手不足等に対応するため、中小企業者の先端設備等の導入を促し、生産性の向上を図ることが不可欠となっている。

(2) 目標

当町では、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業者の生産性の向上を図る。そのための目標としては、上松町内の中小企業事業者数並びに事業実態を鑑み、本計画期間中の認定事業者数 2 者以上を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

当町は、先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性 (導入促進指針に定めるものをいう。) が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は、木材加工業や自動車部品製造業が主であるが、幅広い産業が町内の経済・雇用を支えているため、本計画において対象とする設備を、経済産業省関

係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は多様な業種が特定の地域に限らず、広域に立地していることから、本計画の対象区域を、上松町の全ての地域とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、木材加工業や自動車部品製造業が主であるが、幅広い産業が町内の経済・雇用を支えているため、本計画の対象業種・事業を、上松町の全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画期間

導入促進基本計画の期間は、国の同意日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。